

日本国憲法

(抜粋)

第一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信教、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。(以下略)

第一八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二〇条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

(以下略)

第二一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

(以下略)

第二五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

(以下略)

第二七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

(以下略)

第九八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。(以下略)

第九九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その

憲法を暮らしに生かそう

愛のある街 5月3日は 憲法記念日
市民の自治と連帯で住みよい福祉のまちづくり



平和主義を高く掲げて

日本の歴史において「憲法」と呼ばれるものが、これまで三つあるといわれています。一つは、いまから一千三百年以上前に聖徳太子が定めた「十七条憲法」。そしてあとの二つが明治二十二年に公布された「大日本帝国憲法」と、現

五月三日は「憲法記念日」です。現在の憲法は「国民主権」、「平和主義」、「基本的人権の尊重」の三つの大きな柱からなっており、世界でも進んだ部類に入る憲法といわれています。法という、かたくなに守られてきた、ちよつとなじみにくいかもしれない。でも私たちの生活は、憲法

記念ポスターを掲示

市では「憲法記念日」にあわせて、上のようなポスターを市内各地区、公共施設などに掲示しました。今年市制施行三十周年と国際障害者年ということもあって、「愛のあるまちづくり」をテーマにしています。

によって支えられているといつても過言ではないのです。すぐ明日の生活に役立つという種類のものではありませんが、憲法は私たちの基本的人権を保障し、私たちの生活の糧となっているのです。憲法は私たち共有の宝物ともいふべきものです。もつと理解を深めてみませんか。

在の「日本国憲法」です。しかし、聖徳太子が定めた十七条憲法は、もともと法律というよりも、「和をもって貴しとなす」というように、人として守らなければいけない心得を書いたものです。ですから、ほんとうの意味での憲法は、日本ではまだ二つしかありません。大日本帝国憲法と日本国憲法——この二つの一番大きな

違いは、いうまでもなく、国の主人公が天皇から国民にかわつたということです。また日本国憲法は、第二次世界大戦への反省をこめて、「戦争は永久に放棄する」と宣言しています。この憲法を審議するときの責任者であった芦田均は、議会で次のように述べています。

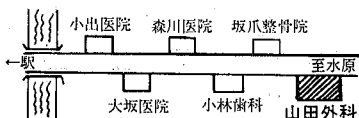
お買物、ご用命は市内で

駐車場完備

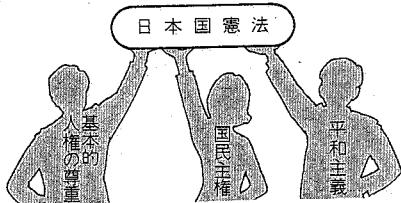
胃腸・皮膚・肛門(ち)・泌尿・X線

山田外科医院

正しい姿勢は健康の泉。居合道会員募集



日本国憲法前文



基本的人権は永久の権利

日本国憲法を支えている三つの大きな柱として「国民主権」、「平和主義」、そして「基本的人権の尊重」があります。基本的人権とは、人間がだれでも生まれながらにして持っている、人間らしく生きる権利のことです。たとえば、身体

男女の平等、政治に参加する権利、教育を受ける権利、働く権利——などです。これらはもつとも大切な権利で、憲法では、この基本的人権を、だれもおかすことのできない永久の権利として定めています。

しかし、現在の社会で、すべての人の権利が十分に守られているとはいえません。今なお、就職や結婚に際して差別があつたり、日本にいない外国人に対する根強い偏見も見られます。また、お年寄りや

憲法を支える

地方自治

ところで現在の憲法には、上に掲げた三つの柱のほかに、もう一つ大切な原理があります。それは「地方自治」です。第九一条から九五条まで、たつたの四か条ですが、この四か条が地方自治の原理を保障するだけでなく、逆に地方自治が憲法の理念を支えているという、きわめて重要な意味を持っています。それは、地方自治が、「住民の、住民による、住民のため」の政治だからです。

お買物、ご用命は市内で

室内装飾・美術装表・襖・壁・額

表具 一心堂

一級技能士 訓練指導員 鈴木正義 本町3 2-2035

春です。ガスストーブをかたづけられた後のガス栓にはゴムキャップを取付けましょう。只今、お台所のガス器具オール下取セール実施中 お買得です。

越後天然ガス(株) TEL 42171